

経営者の社会的責任 —利潤の公有視と資本の公有視—

Corporate Social Responsibility based on Profit-Sharing and Capital Sharing

門田 安弘
(Yasuhiro MONDEN)

【要約】

本稿では、近年の経営者の社会的責任論(CSR: Corporate Social Responsibility)の根源には、株式会社の資本や利益の所有についての考えの変化があるのではないかと考え、そのような仮説を理論的に検証することを目的としている。

このために筆者は、初めに、企業資産(生産手段)あるいは資金(資本)の所有について論じた古典であるマルクスの「資本論」によって、資本主義の本質を考える。次いでそのような本源的な資本主義がどのように変貌してきたかを、やはりM. ドップの古典「資本主義：昨日と今日」を中心にして検討した。さらに、近年のわが国の株式会社の所有構造も見て、ドップの見解をも批評し、マルクスの利潤観も批評した。他方で、日本型経営にベースである従業員重視の考え方や「企業ブランド」ないし「のれん」が従業員の創造物だという考えは、労働価値説とも相通ずることを明らかにした。

その上で、経営者の社会的責任を社会的費用の負担に関して論じた古典書、カッパの「私的企業の社会的費用」他によりながら、今日の経営者の社会的責任論の拠って立つ企業観、つまり「社会の公器」としての企業観について考察を導いた。

このようなプロセスを通じて、今日の企業の社会的責任論が、「利潤の公有視」と「資本の公有視」という社会的な認識のもとに成立することを理論的に検証した。

キーワード：社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)、利潤概念(profit concept)、利潤の公有(profit sharing)、資本の公有(capital sharing)、所有構造(ownership structure)、社会的費用(social cost)

Abstract:

This paper will theoretically verify the hypothesis that behind the recent concept of “Corporate Social Responsibility (CSR)” there is a change of the idea about ownership of profit and capital in the modern business enterprise.

For this purpose the author will first examine the essential notion of “capitalism” based on its original classic of K. Marx “Das Kapital.” Then how such original capitalism has changed will be explored based on M. Dobb’s “Capitalism: Yesterday and Today.” Further, seeing the current

ownership structure of Japanese corporations the writer will tell his own opinion against Dobb's idea and Marxian idea of profit. On the other hand, the author found that the employee-based management or the notion of "corporate brand" or "good-will" as the value-added created by employees are similar to the Marxian labor theory of value.

Then on the basis of profit and capital sharing concepts the writer will derive the business concept on which today's CSR will stand, referring to the "social cost" concept of Kapp.

1 本研究の目的

最近の「経営者の社会的責任」(CSR: Corporate Social Responsibility)の問題を考える場合、「企業の資本は株主だけの所有物ではなく、社会の公有のものである」という考えと、「企業の利益は株主だけのものではなく、社会の公有のものである」という考えが前提にあると、筆者には思える。

そこで、経営者の社会的責任を論ずるにあたり、企業、すなわち株式会社の資本や利益の所有について根本的に考えてみる必要がある。

このために、筆者は本稿において、初めに、企業資産(生産を営むための道具や設備、建物とか在庫品などの生産手段)あるいは資本(資金)の所有に関して初めて論じた古典であるマルクスの「資本論」によって、資本主義の本質を考えてみたい。ただし、筆者は剰余価値説に対する批判も本稿では行うことにする。

次いで、そのような本源的な資本主義がどのように変貌してきたかを、やはり古典的な書物であるM. ドップの「資本主義：昨日と今日」を中心にして検討してみることにした。ただし、本稿では、近年のわが国の株式会社の所有構造も見て、ドップの見解をも批評する。

その上で、社会的費用に関する古典書であるカッパの「私的企業の社会的費用」ほかによりながら、今日の経営者の社会的責任論の拠って立つ企業観について考察を導くことにしたい。

このようなプロセスを通じて、今日の企業の社会的責任(CSR)が、利益の公有視と資本の公有視という社会的な認識のもとに成立することを、理論的に検証することが本研究の課題である。

2 資本主義の本質

マルクスは資本主義を「生産手段すなわち資本が社会で独自の階級を成している資本家によって所有されている生産様式」として定義している。⁽¹⁾そして、所有が少数者に集中し、大多数が所有を欠如しているという事実から、次の2つの事情が備わってくるのである。(1)非所有者は所有者のために働かねばならないという経済的強制が存在する。(2)所有者は、非所有者の労働力の「価値」すなわち生産物の価値から労働の「価値」すなわち賃金を差引いた剰余生産物(サープラス)(これをマルクスは「剰余価値」と呼んだが、すなわち「広義の利潤」に相当)を搾取することによって、おのれの所得とすることに努めるという。

この点に、資本家と労働者との間の基本的な利害をめぐる対立が存在する。

以上の資本主義の本質から、(1)利潤が資本家による経済活動推進の動機である、(2)利潤は資本家の支配下にある、⁽²⁾という2つの命題が生じることになる。

以下の諸節において、今日でも上の資本主義の本質規定ならびにそこから派生する2つの特徴(命題)が妥当するものであるのかどうかという疑問から検討して行くことにする。そして、今日資本主義は変質したのか否かを追及し、「経営者の社会的責任」の問題が発生して来た背景ないし地盤を明らかにしよう。

3 資本主義は変質したか?

3.1 所有と経営の分離による経営者支配権

まず第1に、「所有と経営の分離」が生じて、「経営者支配」(control by management)が起こ

ったから、利潤はもはや少数の資本家の支配下にはなくて、俸給経営者（専門経営者）という新しい階級の支配下に移ったという説を検討しよう。⁽³⁾

結論的にいえば、この見解には疑問が多いのである。19世紀に比べると今では所有と経営の分離はかなり顕著であり、また多数の「無機能資本家」が存在することも事実である。しかし、(1)「少数株主支配」(minority control)が可能となる、(2)大多数は小株主であり労働階級で株主となっているのはまだまだ少ない、(3)経営者の優劣は会社の資本利益を高めるか否かによって評価される、ということを考えれば、俸給経営者による支配ということが、(1)支配が非資本家階級に移った、(2)俸給経営者が独自の階級を形成している、あるいは(3)支配者の経営政策が利潤生産以外の動機に動かされているということの理由には全然ならないとドップはいう。

また、古いデータだが、S.E.C.（証券取引委員会）がTNEC（臨時国家経済委員会）の研究報告29号に発表した資料によると、最大級株式会社200社のうち、140社に所有者支配(ownership control)があったと結論づけている。⁽⁴⁾英国のサーガント・フローレンス教授は、最上位85の会社についての調査をして、「米国及び英国では、概していえば大会社の場合、1万人から2万人程の株主の中の20人が、議決権付き株式の約3分の1を保有している。だから、経営の意思決定は、今もなお最大の資本株主の手中にあると信ずべき根拠が存在する。」としている。⁽⁵⁾

以上から「経営者支配」は事実上疑わしい、仮に「専門経営者」による経営が存在しても、そのことが利潤を資本家の支配下におかないという理由にはならないとドップは主張する。

3.2 近年の株式会社の所有構造

さて、近年の日本企業の株式所有構造は変化し、外国人（ほとんどが機関投資家）、投資信託、年金信託などの株主の持株比率が急増した。日本の機関投資家（銀行、保険会社など）を加

外国人機関投資家（年金基金・投資信託・ヘッジファンドなど）	： 上場株の 24 %
国内の厚生年金連合会などが属する年金	： 4 %
投資信託	： 2 %
「物言う株主」小計	
	30 %
国内の個人投資家	： 20 %
安定株主（事業法人・都市銀行・保険会社・信託銀行の銀行勘定）	： 50 %
合計	
	100 %

えると、30%程度になる。最近の日本企業の株式所有構造は、平均的に上のデータようになっている（日本経済新聞：2005年7月5日「一目均衡」の記事および2005年6月28日記事）。

上記で、外国人機関投資家である年金基金・投資信託に原資を提供している人々は、企業の従業員や一般の個人である。また、同様に国内の厚生年金連合会などに原資を提供している人々も、企業の従業員である。さらに、安定株主としての都市銀行・保険会社・信託銀行などに原資を提供しているのも、多くは一般の個人である。このように現状での所有構造を見ると、労働者が背後で実際の資本家になっていることがよく分かるのであり、今日ではマルクスが想定したような労働者階級と資本家階級とのそれぞれの階級別構成者が人間の別集団として区分できるわけではない。労働者がまた資本家になっているのが、今日の資本主義である。

他方で、わが国では、2003年4月より商法改正により株主による企業統治に関する新しい制度（委員会等設置会社）が導入できるようになった。これは米国流の企業統治の導入であり、株主すなわち資本家の力が一層増してきたといえる。上記の機関投資家は「物言う」投資家として株主総会において議決権を行使し、企業経営者に対して株主価値を高めるような経営方針や方策を取るよう働きかけるようになってきた。これを受けて、企業経営者の方でも、従来の売上高や売上利益率からROA、ROE、EPS、株価など資本効率指標を重視するようになってきた。

このような現象は、資本家的な力が株式会社

において増大化している証左でもある。しかし、その資本家の多くが、上に見たように、実質的には労働者である。

3.3 資本主義の環境変化

私は、上の見解とは別の観点からも、「資本主義はわずかながら変質しつつある」と考える別の根拠を抱いている。

ドップの資料によると、統計的にみれば、資本の所有が人口的に少数者に集中し、大多数が所有を欠如していることは明らかであるとする。⁽⁶⁾ この点において、ドップは、「生産手段すなわち資本が資本家階級によって所有されている生産様式」というマルクスの資本主義の定義はドップの著書出版当時（1958年）でも妥当するとしている。

しかしながら、資本という私企業をとりまく外的環境には変化した点が存在し、それが企業の巨大化とともに、(1) 利潤のみが経済活動推進の動機であり、(2) 利潤は資本家の支配下にあるという資本主義の本質的特徴を少し変化させている。

今日では変化した環境として、次の3つの事情が存在する。

- (1) 国家の経済介入の恒常化ないし制度化。
- (2) 労働勢力の強化。
- (3) 会社の「内部蓄積」の巨大化。

(1) は1929年以降の不況克服策として、1936年のJ. M.ケインズの「雇用・利子及び貨幣の一般理論」を理論的根拠として登場して来たものである。

(2) は、資本家による労働者の搾取に対処するために書かれた、マルクスの「資本論」（第1巻1867年、第2巻1885年、第3巻1894年）に理論的根拠において、大きな勢力を資本家階級に対して及ぼして来たものである。

(3) は、資本主義の本質からして、私企業は競争の中で「創造的破壊」(creative destruction)の過程ないし「革新」(innovation)を行って生存して行かねばならない⁽⁷⁾ ことから必然的に、利潤の大部分を投資に向けて「資本蓄積」を行なうことから生ずるものである。このことから生産の大規模化と株式会社の巨大化が生じ、今

日では「独占的競争」⁽⁸⁾ —ここでは寡占の企業間の競争という意味—が行なわれる中で、なおも企業存続のために資本蓄積が以前にもまして重要かつ巨大に必要とされるに至っている。

3.4 環境変化がもたらした利潤の公有視

このような3つの変化の要因にもとづいて、経済活動（企業行動）は資本家のための利潤目的にのみ律せられるのではなく、利潤もまた、資本家のみによって支配されるものではなくなりつつあるといえる。すなわち、

(1) 国家は資本主義制度の全体利益を目的とする諸政策を推し進めることができるのであり、資本主義に不可避の循環的不況を克服し、制度の永続化をはかることが可能である。国家は支配階級内部における特殊的利害を融和させたり、鋭い階級的緊張の時期には、階級間の対立を緩和し、かつそれを「融和」しようとさえ努める、「独立した」調停者の役割を果たすことがある。⁽⁹⁾

(2) マルクスは資本主義の発展にともなう実質賃金の不断の低下を予想したが、その点では彼が誤っていたことが証明されたこと、一般には考えられている。しかしドップはこれを誤解だとしている。⁽¹⁰⁾ その理由は、次のとおりである。19世紀初期および中期の経済学者の大部分は、労働に対する需要が供給よりも早い速度で増大しなくなると、必ず賃金が生活水準まで下落する傾向があると信じていた。マルクスもこの思潮に影響されていたのであろう。しかし、マルクスは、失業者または慢性的不完全就業者（被救恤化した「窮民層」）からなる「産業予備軍」を主として念頭においていたこと（彼らは労働節約的傾向をもつ技術変化の発生とともに、ひきつづき補充されつづけ、かつ増大しつづけた）、物質的な生活資料ばかりでなく、例えば彼らの不安、地位や自己の技術に対する誇りの喪失、「精神的頹廢」とか「無知」なども含めていたのである。こうした広義の実質賃金の低下である。

他方でマルクスは、この傾向に反対する要因が働いていたことをも論じている。彼は「資本主義的生産の自然法則が彼らの階級に与える破

壊的な結果を粉砕するか弱めるかしようとする」労働組合の力を誇らかに論じている。⁽¹¹⁾ マルクス自身別の箇所、「賃金鉄則」(ラッサールの言葉)を否認し、労働組合は一時的には、労働の「市場価格」をその「価値」以上に吊り上げることができるばかりか、時と所によって異なる「社会的・歴史的要素」が、労働の「価値」(あるいは「正常水準」)に入ってきて、従って労働の「価値」が歴史的に変化するようになるという点を、強く主張した。⁽¹²⁾ このことは、今日のわが国においては大企業と中小企業の(熟年者層の)賃金格差の存在をみても明らかである。

(3) 第2次大戦後では、税引後利潤の中で配当の占める割合が次第に減少して来ている。

税引後利潤のうち70%が配当支払いにまわされていた第2次大戦前に比べて、戦後の高度成長期(60年代)にその割合が35~50%に止っていたからである。このことは、社内留保の比重が大きくなったことを意味する。また、法人税が高いだけに、戦後アメリカの会社は利潤として明るみに出さないで、減価償却の水増しやその他経費の形で企業拡張のための資金を隠している傾きが強いとされている。(部分的にはこのことが合法的に行なわれてきたという。)減価償却部分に社内留保を加え、その合計を設備投資のための「内部蓄積」と呼ぶならば、その国民総生産に対する比率は戦前より戦後の方が高い。⁽¹³⁾ そのような「内部蓄積」によって設備投資を可能にして、将来の配当のみならず、将来の賃金の増大や社会貢献の増大に資することが意図されていると、現代のわれわれは考えることができる。

以上、①国家による階級的対立の緩和ないし融和策の制度化、②労働組合による利潤部分への賃金の食い込みないし利潤の労資とり合い、および③会社の設備投資のための「内部蓄積」の巨大化という3点をあわせ考えれば、従来の「利潤」イコール「資本家の搾取せるもの」という概念に対する変質現象が生じていることに気づくのである。

広義の利潤は、今日では、①賃金の一部 ②租税、③配当、④内部蓄積の4つに大まかに分

化しているといえる。ここに、広義の利潤は、資本家すなわち株主のみの支配下にあるものではないという思想が出て来るであろう。利潤は「公有物」であるという思想が生じるであろう。

ただ、マルキスト達の考えによれば、国家の経済介入は独占の用具であり、そして独占の利害が他の資本家(中小企業者など)の利害と相容れない場合でさえ、独占の利益を高める傾きがあるという。そして独占が生産様式としてその資本主義の円滑な進行と永続化をはかるために、国家を手段化するという。独占資本主義のある段階では、「国家独占資本主義」が生じ、それが上述の様相を呈するという。ドップはこの点において資本主義が基本的な変化に直面したという証拠は全くみられないという。⁽¹⁴⁾

また、ドップは、筆者(門田)の考えとは異って、未分配利潤は階級的意味での資本家のものであるとしている。⁽¹⁵⁾ これはマルキスト達が、生産手段ないし資本が「株式会社」として存在する故に、そこでは資本に対する各人の持分が個々別々に株式の形で区分されるとして、資本家としての株主が共有しているという考え方からくる。⁽¹⁶⁾ これは国家の法律上つまり会社(商法)上においても私有財産制をとっているから、同様に、会社形態をとった資本(資本金+内部蓄積)の所有者は株主すなわち資本家であるということと一致している考え方である。

しかし、先にものべたように、「資本家としての株主」そのものが、今日では機関投資家としての年金基金や銀行、保険会社などであるから、彼らの資金の源資が労働者のものであることを考えると、資本家としての株主の中身が労働者になってきているのが実態である。

ところが、マルキスト達は、利潤は私的資本の所有者である資本家の支配下に依然としてであると結論する。⁽¹⁷⁾ しかし、これは理論的には一貫しているが、考えの筋道が異なるだけで私の結論と同じことを言っているようである。つまり、労資の対立が今日では激化して利潤を取り合いしていると考えるか、利潤は今日では労資の共有物でなっていると考えるかの違いである。どちらの思考法の方が、労働組合の闘争上

も有利であるかは明らかであるだろう。マルキスト達は、その戦術上も、ドラッカーの「企業は公器である」という説などを受け入れる方が有利であるように思える。

3.5 都留重人氏の見解

賃金の一部、租税、配当および内部蓄積の総体としての広義の「利潤」が、今日では共有視されつつあるという考え方は、生産手段の所有形態によって資本主義と社会主義とを区別する旧来の思想と矛盾するものではない。⁽¹⁸⁾ 都留重人教授は、この2つの体制は、基本的には生産手段が私有されているか公有されているかという点によって区別できるに違いないが、資本主義から社会主義への移行は、必ずしも生産手段を一挙に公有に転ずるという方法を用いねばならぬとは限らないと主張した。生産手段が「ストック」なら、利潤は「フロー」である。ストックの公有をいう代わりにフローの公有を移行論の手がかりにすればよいのであり、その特徴は、それが「フロー」であるために、斬新的侵蝕が一層容易であるという点であるとしている。

都留氏は、当時（1958年）、生産手段の公有はもちろんのこと、利潤の共有も起っていないと考えていた。しかし、私見では、50年近くたった今日ではすでに実質上は起っているのである。それは企業の巨大化に伴って国家の経済介入の制度化と労働勢力の強力化および労働者の資本家化によって起りつつある。それはひとえに、マルクスとケインズの2人の偉大な経済学者のお陰と、労働者の平均的な富裕化ものによるといえよう。

3.6 社会主義国家の企業の方向性と利潤の概念

もっとも、私は、社会主義企業自体が行くべき方向についても、利潤の概念について肯定的なとらえ方が必要と考える。かつてソ連において、社会主義企業の管理方式に「利潤」を導入して経済成長に刺激を与えようとする考え方が出てきた。1962年9月、ハリコフ技術経済大学のリーベルマン教授がプラウダ紙上に、「計

画・利潤・報奨金」という論文を出して、企業活動を評価する基本的な指標を利潤、すなわち採算性に求め、計画立案についての企業の自由性を高めるとともに、報奨金の基準を生産量だけにしないで、利潤率を基準とすべきだと提案して以後、一部の企業で実験的に実施された。現在のロシアや中国の市場経済化を見ると、隔世の感がある。ここでの利潤が、企業の存在維持を目的とするものであること、つまり共有物であることは疑いないのである。

ところで、利潤の概念に関して、本稿第2節では、マルクスによると、所有者は、非所有者の労働力の「価値」すなわち生産物の価値から労働の「価値」すなわち賃金を差引いた剰余生産物の価値（サープラス）（いわゆる「剰余価値」）を搾取することによって、おのれの所得とすることに努めるという。

しかしながら、マルクスの剰余価値説あるいは労働価値説は、上記のように生産物の価値は「労働力の価値」であると断じているが、労働力さえ投じれば生産物の価値が得られるとするのはやや短絡的である。生産物の価値は投下労働という供給面の寄与だけでは生まれえず、顧客ないし需要面での効用の有無と効用の高低が価値創造の重要な側面である。これは価値論に関して、オーストリア学派（限界効用学派）のベーム・バヴェルクやカール・メンガーらがつとに指摘していたポイントであろう。マルクスや労働価値説の元来の主張者であったアダム・スミスらも、おそらくこのことは理論の前提として認識してはいたであろう。しかし、このことをおそらく軽視していたことが、（リーベルマン教授が批判したように）ソ連をして労働者の報奨金の基準を生産量だけに求め、顧客無視の無益な生産物やサービスの生産に至らしめ、その体制の崩壊の原因となったと思える。

ソ連の崩壊のもうひとつの原因は、利潤は「労働力の価値」から資本家が搾取したものであると断じている点にもある。真に価値ある生産物を創造し、それが真に価値あると商品市場で検証されるまでには、その生産手段の設立のための資金投入に大きなリスクを負担しなければならない。これは資本家が負担する。そのよ

うなリスク負担に対する対価がなければ、資金投下する人はいない。利潤とは、これを積極的に解釈する場合には、資本家にリスクを取らせるための誘引の面がある。この意味での利潤が存在し、これを肯定的に認めることが、資本家による経済活動（つまり投資活動）を強く動機付ける原動力になる。そうではなくて、利潤を「労働力の価値」からの搾取物であるという否定的な見方をするならば、進取の気性に富んだ資本家を心理的に鼓舞することはできない。私見では、このように利潤に対するポジティブな理解が欠けていたことが、ソ連の崩壊の最も重要なポイントであった。

このよう意味からは、社会主義国家の企業もまた市場化や資本主義化の方向に進んでいき、資本主義の変化の方向と、どこかで収斂していかなければ存在できないことになる。

3.7 労働価値説と人的資産重視の経営の關係：「のれん」としての人的資産

さて、戦後のファイナンスの理論では、「企業価値＝株式時価総額＋負債時価総額」である。企業価値はまた「企業価値＝市場付加価値＋（自己資本簿価＋他人資本簿価）」あるいは、「企業価値＝市場付加価値＋投下資本簿価」としても表される。ここで「市場付加価値」(market value-added)とは、企業がその活動を通じて創造した価値である。

この市場付加価値は、会計上の「のれん」である。投下資本簿価の運用形態は貸借対照表の上にオンバランスされた「見える資産」であるのに反し、会計上の「のれん」は貸借対照表上ではオフバランスの「見えない資産」(intangible asset)である。

「見えない資産」としての市場付加価値あるいは「のれん」を高めるには、将来の期待「残余利益」あるいは「超過リターン」を高めるような経営活動、業務活動が必要である⁽¹⁹⁾が、この「のれん」の源泉には次のようなものがある。⁽²⁰⁾

- (1) 企業イメージ、レピュテーション、顧客と供給者との関係
- (2) マニュアル、情報システム、ビジネスモ

デル、ヴィジョン、コンセプト、価値観

(3) コンピタンス、経験により得たノウハウ
これらはすべて人的資産や知的資産と総称されるものであり、従業員つまり労働者が生み出したものである。

このように、市場付加価値は、企業内部の知的資産を源泉として、知的資産が創出する価値であり、特定の識別可能な無形資産の価値ではなく、企業が持つ「能力」(ケーパービリティ)が生み出す価値であり、企業の「コア・コンピタンス」(競争力となる能力)の生み出した成果である。資本市場が正常に働いている場合には、このような知的資産の価値が株価に適切に反映されることになる。(ただし、資本市場は短期的には投機的要素が入り変動してやまないで、企業の持つ知的資産は株価によっては正確には捉え難い。)

したがって、企業の経営者がよく従業員を動機づけて彼らのもつ能力をよく発揮させることによって収益性を高め、超過リターンを獲得し続ければ、株価は結果として長期的には高くなり、配当やキャピタル・ゲインの形で株主の利益も大きくなる。このような原因と結果の関係をきちんと認識しておくことがきわめて重要であり、株価を高めること自体が先に来て自己目的となってはならない。

つまり、企業の経営者の使命としては、株価を高めることよりも、企業の実質的な財務業績(ROIやROSなど)を向上させることが先に来る。それは人的資本を大切に育て活用する経営である。いわば「従業員価値」重視の経営である。いいかえれば、従業員重視の経営をすれば、結果として株主価値重視になるというわけである。逆にいえば、株主価値を高める目標を達成するためには、手段としてあるいは制約条件として、従業員重視の経営をしなければならないということである。ただし、それは従業員を甘やかせる経営ではない。従業員に厳しい目標を設定させ、それを達成する喜びを味あわせる。また個々の従業員が自己のコンピタンスを高め、労働市場での選別に耐え抜くように育成する経営でもある。⁽²¹⁾

上にのべたように、「のれん」という価値創

造分が労働者の生み出したものであるという日本型経営の基本的な考えは、マルクスの労働価値説と相通するものがある。なぜなら、労働価値説では、生産物の価値は労働力の生み出した価値であると断じており、生産物の価値から賃金（労働の価値）を差し引いた残余としての剰余価値も本来は労働力に帰属するものであると主張しているからである。こういう意味では、日本型経営で大切な「従業員重視経営」というのは、労働価値説に理論的根拠を置くということも可能である。

しかしながら、節 3.6 でのべたように、真に価値ある生産物を創造し、それが真に価値あると商品市場で検証されるまでには、ある特化した生産手段の導入のための資金投下にとまなうリスクを負担することが必要で、利潤とは、このリスクの資本家にとらせるための誘引（インセンティブとなる支払い）の面もある。

そこで、筆者の結論は、利潤というのは、労働者と資本家が共同で生み出したものであり、両者によって賃金、配当、内部留保などの形で共有されるべきものであると考える。さらに、労働者が本来的に価値を創造し、それが資本市場で正当に評価される時、株価に反映されて、資本家の取り分たるキャピタルゲインも発生することになる。

さらに、このように「利潤は労資の共有である」という考えが認められると、その蓄積物である「内部留保」もまた労資の共有物になる。このことが筆者のいう「資本の公有視」である。

4 経営者の社会的責任

4.1 イールズの社会的責任論

イールズによれば、経営者の社会的責任は次のようなものである。⁽²²⁾ 第1に経営者は売れる商品を生産して、資本のリスク負担者すなわち株主に利潤を与える義務がある。第2に労働者もリスク負担者であるので、労働者に対する保証義務がある。さらに第3には、会社の「継続性」(continuity)に依存しているその他の集団(顧客・生産者・地域社会および社会の比較

的大きなパブリック・セクターなど)に対する責任があるという。

株主はもはや、一階級としてその要求(claims)が優先権を持っているような、基本的ないしは専制的な基盤を持っていると誰も仮定する必要はない。例えば企業の成果に対する多くの強制的要求が存在することは明らかである。そして、唯一の強要的要求は、会社が一つの制度(institution)として、その生存能力と成長とを維持すること—生産性や利潤率はまったく問題外として—である。

ある十分にイスタブリッシュされた大会社の経営者のより進んだ社会的責任は、「継続的に」自由社会の協調的な経済的・政治的及び社会的過程に参加することである。彼らにはもはや、あたかも古典的市場状況下での小さなビジネスマン(経済人)であるが如くに行動する自由はないのである。

4.2 社会的責任と利潤の公有化の関係

イールズの以上の社会的責任に関する考えは、私の、「今日では利潤は公有私されるべきであり、事実上されつつある。」という見解と一致するものである。

資本主義制度を存続させる限り、予想利潤率にもとづいた投資と生産が行なわれ、少なくとも企業が許容する最低限の資本利潤率—資金調達に支障をきたさない最低の水準—が見込まれなければ株主による投資は行なわれないことは事実であり、この意味においては、今日の企業行動の動機が利潤であるということは不変である。

しかし、イールズも認めているように、労働勢力が強力化して、かつ企業が巨大化しそれが「責任をもって掛かり合うところ」(commitments)が大きくなって来た今日では、企業は資本家のための「剰余価値」を産出することのみを目的とはしていない。そこで、企業の利害関係者の利害を保護して、企業それ自体を生存させるということが第1目的となって来ている。これは、利潤の公有視から可能となる。つまり、経営者の社会的責任は、広義の利潤を公有視するところから生じる概念である。

私見では、同じ投資家相互の間でも、債権者と株主とでは利害が対立しうる。債権者は投資額を期日に返済してもらわなければならないが、株主は企業から投資額の返済はない。しかし、債権者への返済を企業が保証するためには、利潤から法的な「資本準備金」を積立てることが株主に要求される。このことも、利潤の公有化の現われである。

このことは、経営者の理論の上にも表れている。古典派の経済学者は、ことごとく、利潤極大化原理に従って、その理論構成をなした。彼らの常に用いる宝刀は「限界収入と限界費用が等しくなるところで、企業者は価格並びに生産量を決定する」という単純な原理である。これは、完全競争の理論のみならず、不完全競争の意思決定理論でもしかりである。⁽²³⁾しかし、理論経済学者のある者は、実証的研究から、企業者は利潤極大化を原理として行動していないことを知り、「長期にわたる利潤の安定化目的」が支配的であったとした。かつて行われたホールとヒッチを中心とするオックスフォード経済調査がそれである。⁽²⁴⁾さらにその後、それが一歩後退して、「長期にわたって企業そのものが安定的な地歩を保つこと」という原理に変わってきたともいわれている。⁽²⁵⁾つまり「プロフィット・マキシマイゼーション」から「セキュリティ・マキシマイゼーション」に移っているという。

そこで経営者の社会的責任を要約すると、次のようになる。「経営者の社会的責任とは、経営者—彼は資本家であっても労働者であってもよい—が、広義の利潤を共有物であると自覚することに基づいて、資本家・労働者・消費者・地域社会の利害を調整しつつ、企業それ自体を存続発展させるという責務である。」といえよう。

5 社会的費用と経営者の社会的責任

5.1 カップの社会的費用

社会的費用に関するカップの書⁽²⁶⁾は、資本主義制度をとる国々のバックボーンになっている競争経済の理論を完膚なきまでに打ち破った

古典である。それは、「社会的費用とは、無統制の競争的経済構造において、私的企業が急速な経済的変化と成長を遂げる全生産過程の結果、第三者または社会全体に転嫁するあらゆる有害な結果や損失である」からである。

従来の経済学者達は、企業家の支出と私的報酬をもって生産活動の総生産費の理論的に妥当な尺度であると暗黙のうちに仮定し、自由商品経済の均衡水準が経済上の最適—消費者の総効用を最大化し、資源の最適配分ならびに利用—をもたらすものであるとした。しかし、私的企業者が生産の全費用の一部を他の人々あるいは社会全体に転嫁できるという事実は、このような価格理論の最大の欠陥を意味するものである。

社会的費用のあるものは、特定の産業の特殊な生産慣行（例えば事故や公害の防止手段を無視すること）に由来するものとして、その責任を明白にし、私的生産と社会的損失との間の因果関係の追及が容易なものがある（例えば、職業上の事故や疾病による生産の人的要因の損傷、さらに水や空気の汚染から生ずる損害など）。

他のものは、現存する競争経済制度自体がもたらす経済組織全体の運用能率の低下として、社会的機会費用（opportunity cost）の意味の社会的損失である（例えば、独占による社会的損失や分配と輸送における社会的費用、科学のつまづきなどがある）。

社会的機会費用ではなく、第三者または社会全体の損失に転嫁される第3の種類がある。これは競争的経済のみが生み出すものである（例えば、技術的変化の社会費用や、自然的資源の早期涸渇や失業と資源の遊休による社会費用などがある）。

5.2 社会的機会費用の回避から資本（生産手段の源資）の公有視へ

第1番目の種類の社会的費用に関しては、私的企業が自らの経営計算の中に吸収すべきであり、これを可能にするような経営者の哲学は、「利潤が共有物」であると考えられることに基づく社会的責任である。つまり、その広義の利潤が

労働者や地域社会の利害を保護するために分配されるべきだからである。

あと2つの種類の社会的機会費用ならびに社会的損失は、それが資本主義の本性である競争状態から生じるものであるだけに、これをなくすことは競争をなくすことに通じると考えなければならない。例えば、わが国で見られるような「過当競争」のもたらす弊害は、経済力をある程度集中させるために、企業の合併や提携を促進するようなことが、社会的責任を果たすことになるといえるかもしれない。こうなると、社会的責任という概念は、非常に広範になるが、ここでは、全体経済の効率・能率を向上させるという考え、すなわち、個々の企業者が競争的に行動するのではなく、お互いに共存共栄をはかろうという考え方がある。

すると、企業つまり個別資本が資本家のみの所有物として各個別々に利潤を追求する営利経済の単位であるという考え方から、企業は社会的な公有物であって、社会的存在であるという考えへの移行が感じられるのである。このことは、利潤が公有物であるという考えが一般化されると、当然生じるであろう。つまり、経営者の社会的責任は、究極的には、企業としての個別資本すなわち生産手段そのものが公有物であるというところまで行かねばならない。ドラッカーはここまでの社会的責任を考えていた。しかし、90年代の不況に直面したわが国の経営者が、米国の思潮に流されて株主重視経営や株式市場重視の思考に取りつかれたが、これは日本ではそれまで株主軽視が普遍的であったことのゆり戻しであろう。

5.3 シュマーレンバッハとメロヴィッツの見解と社会的責任

シュマーレンバッハは「回想の自由経済」⁽²⁷⁾の中で古典派経済学にもとづいて、自由経済は良きものであったが、(a) 配給の失敗、(b) 品種の過剰、(c) 品種表示の欠陥 (d) 欠陥のある市場形成、(e) 設備の過剰増大など—これらはことごとくカップが社会的費用としてその弊害を述べている (社会的機会費用)—が生じて自由経済は終焉し、過大な固定費を擁した独占

経済が起るや、多くの自由経済の利点が失われているとしている。そして「さて次は何をなすべきか」 (“Was nun ?”) として①固定費負担の軽減、②過剰設備能力の回避、③操業度変動の回避、④品種の限定、⑤配給の改善などをあげているが、この態度こそ、社会的責任の後でとりあげたものである。

しかし、シュマーレンバッハにおいても、静態的理論の枠内にいるため、自由経済の均衡そのものにおいて、どれほど多くの第三者ないし社会全体に及ぼす社会的費用が存在しているかを知らないでいる。そして、「拘束的経済」—これも寡占の企業間における競争であるが—のもたらす静態的な社会的費用について述べている。動態的には資本の蓄積による設備投資の波及効果を通じて、完全競争でも拘束的経済での競争でも、別の利点と弊害が生じることを無視している。しかし、シュマーレンバッハは、静態理論の枠内においてマネジメント的にこの社会的費用をいかに少なくするかについて述べていた点は偉大である。

他方で、メロヴィッツが経営政策論の目的として、従来の経済性 (Wirtschaftlichkeit) の外に、「社会的効率」 (Sozialleistungsgrad) なる目的を併せ掲げており、⁽²⁸⁾ 更に資本家的企業と併んで「社会的企業」 (Soziale Unternehmung) の概念を併用するのも、企業の公有視にもとづいているといえよう。イールズが、伝統的株式会社の外に、「社会の動向によく調節された株式会社」という意味で、“Well-tempered Corporation” の概念を設定し、それが「多目標」を有しているとしているのも、類似した考えであろう。

6 結び：要約

本稿では、近年の経営者の社会的責任論 (CSR: Corporate Social Responsibility) の根源には、株式会社の資本や利益の所有についての考えの変化があるのではないかと考え、そのような仮説を理論的に検証することを目的とした。以下、多少繰り返しになるが、本稿で筆者がのべた私見に限って箇条書きで要約しておこう。

(1) まず、近年の日本企業の株式所有構造は変化し、「資本家としての株主」そのものが、今日では機関投資家としての年金基金や銀行、保険会社などであるから、彼らの資金の源資が労働者のものであることを考えると、資本家としての株主の中身は労働者になってきているのが今日の資本主義である。

(2) マルクスの剰余価値説あるいは労働価値説は、生産物の価値は「労働力の価値」であると断じているが、労働力さえ投じれば生産物の価値が得られるとするのはやや短絡的である。生産物の価値は投下労働という供給面の寄与だけでは生まれえず、顧客ないし需要面での効用の有無と効用の高低が価値創造の重要な側面である。

また、真に価値ある生産物を創造し、それが真に価値あると商品市場で検証されるまでには、その生産手段の設立のための資金投入に大きなリスクを負担しなければならない。利潤とは、資本家にリスクを取らせるための誘引の面がある。この意味での利潤が存在し、これを肯定的に認めることが、資本家による経済活動（つまり投資活動）を動機付ける原動力になる。

(3) 他方、戦後のファイナンスの理論では、「企業価値＝株式時価総額＋負債時価総額」であるが、企業価値はまた「企業価値＝市場付加価値＋（自己資本簿価＋他人資本簿価）」としても表される。ここで「市場付加価値」(market value-added) とは、企業がその活動を通じて創造した価値である。

この市場付加価値は、会計上の「のれん」である。投下資本簿価の運用形態は貸借対照表の上にオンバランスされた「見える資産」であるのに反し、「のれん」は（子会社を連結会計で計上する場合以外は）貸借対照表上ではオフバランスの「見えない資産」(intangible asset) である。

これらはすべて人的資産や知的資産と総称されるものであり、従業員つまり労働者が生み出したものである。「のれん」という価値創造分が労働者の生み出したものであるという日本型経営の基本的な考えは、マルクスの労働価値説と相通ずるものがある。こういう意味では、日

本型経営で大切な「従業員重視経営」というのは、労働価値説に理論的根拠を置くということも可能である。

(4) そこで、上の (2) と (3) を総合する筆者の見解は、利潤というのは、労働者の労働と資本家のリスク負担とが共同で生み出したものである。企業の「のれん」あるいは剰余価値は具体的には資本家のリスク負担のもとで、労働者が企業内部で生み出した価値であるが、資本市場で正当に評価される時、株価に反映されて、資本家の取り分たるキャピタルゲインも発生することになる。広義の利潤は、今日では、①賃金の一部 ②租税 ③配当 ④内部蓄積の4つに大まかに分化されるが、利潤はステークホルダーたちの間で共有されるべきものである。広義の利潤は、資本家すなわち株主のみの支配下にあるものではない。利潤はすべてのステークホルダーの「公有物」である。

(5) さらに、「利潤は労使の共有である」という考えが認められると、その蓄積物である「内部留保」もまた労使の共有物になる。このことが筆者のいう「資本の公有視」になる。

(6) 次に、イールズによれば、経営者の社会的責任は次のようなものである。第1に経営者は、資本のリスク負担者すなわち株主に利潤を与える義務がある。第2に労働者もリスク負担者であるので、彼らに対する保証義務がある。第3には、会社の「継続性」(continuity) に依存しているその他の集団（顧客・生産者・地域社会および社会の比較的大きなパブリック・セクターなど）に対する責任がある。唯一の強要的要求は、会社が一つの社会的制度として、その生存能力と成長とを維持することである。

イールズの以上の社会的責任に関する考えによれば、今日では、企業は資本家のための剰余価値を産出することのみを目的とはしていない。そこで、企業のすべての利害関係者の利害を保護するために、企業を生存させるということが、第1目的とされるようになって来ている。これは、利潤の公有視から可能となる。つまり、経営者の社会的責任は、広義の利潤を公有視するところから生じる概念である。

そこで経営者の社会的責任を要約すると、次

のようになる。「経営者の社会的責任とは、経営者—彼は資本家であっても労働者であってもよい—が、広義の利潤を共有物であると自覚することに基づいて、資本家・労働者・消費者・地域社会の利害（利益）を調整しつつ、企業それ自体を存続発展させるという責務である。」といえよう。

(7)「社会的費用」を初めて論じたカップによると、「社会的費用とは、無統制の競争的経済構造において、私的企業が急速な経済的变化と成長を遂げる全生産過程の結果、第三者または社会全体に転嫁するあらゆる有害な結果や損失である」。

この種類の社会的費用に関しては、私的企業が自らの経営計算の中に吸収すべきであり、これを可能にするような経営者の哲学は、利潤が労働者や地域社会の利害を保護するために分配されるべきだということで、利潤の共有観が根底にある。

(8) わが国で見られるような「過当競争」のもたらす弊害も、広義の社会的機会費用である。そこで、個々の企業の倒産を回避して「規模の経済性」を発揮して存続させるために、企業の合併や提携を促進するようなことが、社会的責任を果たすことになる。こうなると、社会的責任という概念は、個々の企業者が競争的に行動するのではなく、お互いに共存共栄をはかろうという考え方通ずる。つまり、企業が資本家のみの所有物として各個別々に利潤を追求する営利経済の単位であるという考え方から、企業は社会的な公有物（公器）であって、社会的存在であるという考えへの移行が感じられる。このことから、経営者の社会的責任は、究極的には、企業としての個別資本すなわち生産手段そのものが公有物であるというところまで行かねばならない。

以上から、広義の社会的費用を克服するような経営者の社会的責任を考えると、「広義の利潤の公有視」と、さらに「企業としての資本の公有視」が必要となる。これらの考え方は、次第に勢いを増してくるであろう。

注記

- (1) Maurice Dobb, *Capitalisms Yesterday and Today*, Lawrence & Wishart, London, 1958 (玉井龍象訳『資本主義昨日と今日』合同出版社, 1959. p.15)
- (2) マルクス『労賃・価格および利潤』(宮川訳)参照。『世界』1958年1～2月号における都留重人教授の論文「資本主義は変わったか」における資本主義の本性情形に平易な説明あり。
- (3) この論題は、1930年のBerle and Meansの *The Modern Corporation and Private Property* にもとづいて、J. Burnhamが *The Managerial Revolution*, 1941を出し、更にBerleが *The Twentieth-century Capitalist Revolution* 1955を出したことによっている。その他R.A.Gordonの *Business Leadership in the Large Corporation*, 1945がある。
- (4) 1937～39年調査された200の巨大な非金融的企業を対象にしている。
- (5) サーガント・フローレンス「イギリス及びアメリカの産業」1953。これはDobbの前掲書の玉井訳p.128によった。
- (6) M.Dobb. *ibid.* pp.27～28によると、1946～48年において、イギリスの総資本量の半分が人口(25才以上)の1.34%の人口に集中しており、資本の8%が人口の10%の人々によって所有されている。
- (7) Joseph A.Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, 1942. 中山・東畑共訳(上) pp.81-152(第7章創造的破壊の過程)
- (8) J.V.Robinson夫人は、*The Economics of Imperfect Competition*, (1933)において「需要者側の選好」にもとづく「不完全競争」を、E.H. Chamberlinは *The Theory of Monopolistic Competition*, (1933)において「生産物の差別化」にもとづく「独占的競争」を述べたが、「競争」という前提は変わらない。
- (9) このことは、マルキストでさえも認めている。例えばM.Dobb *ibid.* 訳書 pp.111-117.
- (10) M.Dobb *ibid.* 訳書 pp.81-83
- (11) マルクス『資本論』第1巻、第25章第3節の終わり。(今村仁司・三島憲一・鈴木直一

- 訳、筑摩書房、2005年)
- (12) M.Dobb *ibid.* 訳書 p.82
- (13) 都留重人「資本主義は変わったか」。(都留編「現代資本主義の再検討」(岩波書店)に掲載論文。)筆者(門田)は、『中央公論』1964年10月号の特集、「戦後日本を創った代表論文」から採用 pp.394-396
- (14) M.Dobb *ibid.* 訳書 pp.111 ~ 117
- (15) M.Dobb *ibid.* 訳書 pp.29-30 および pp.129-131
- (16) M.Dobb *ibid.* 訳書 pp.14-15
- (17) 都留論文「資本主義は変わったか」*ibid.* pp.394-396 都留教授は、リベラルな近代経済学者であるが、資本主義の「現象形態」の多様さと変容の底に、なお一貫してマルクスが明らかにした「不変の本質」が貫徹していることを強調したため、この結論を導いている。
- (18) 都留「資本主義は変わったか」*ibid.* 訳書 pp.400-401
- (19) 将来の「超過リターン」の現在価値合計が会計上の「のれん」であることの指摘は、斎藤静樹「会計研究のパラダイム」『会計』155-2, 1999年 p.182にある。
- (20) 「のれん」の源泉については、野村健太郎『連結経営と構造改革』税務経理協会、2000年 pp.15-18を参考に修正。
- (21) 門田安弘「事業再編のための企業価値・企業統治と組織再編」(門田編著『企業価値向上の組織設計と管理会計』門田経営会計研究所、2005年第1章 p.4)
- (22) Eells, R., *The Meaning of Modern Business*, (1960) pp.336-338 (the well-tempered corporation におけるもの)
- (23) Alfred Marshall の *Principles of Economics* Vol.1 (1890) および J.V. Robinson の *The Economics of Imperfect Competition* (1933) がその典型である。
- (24) Hall, R.L. and C.J. Hitch, *Price Theory and Business Behavior*, *Oxford Economic paper* (1939).
- (25) この提唱者はボーモルであり、「売上高極大化仮説」(sales maximization hypothesis)。W.J. Baumol., *Business Behavior, Value and*

Growth (1959)

- (26) Kapp, W., *The Social Costs of Private Enterprise*, (1950)
- (27) Schmalenbach, E., *Der freien Wirtschaft zum Gedächtnis*, (1949)
- (28) Mellerowicz, K., *Allgemeine Betriebswirtschaftslehre*, Band I. pp.47-48

参考文献

- Baumol, W.J. 1959. *Business Behavior, Value and Growth*. Macmillan, New York.
- Berle, A.A. and Means, G.C. 1932. *The Modern Corporation and Private Property*, Commerce Clearing House, Inc., New York. (北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社、1986年)。
- Berle, A.A. 1954. *The Twentieth-century Capitalist Revolution*, Harcourt, Brace and Company, NY. (桜井信行訳『二十世紀資本主義革命』東洋経済新報社、1956年)。
- Burnham, J. 1941. *The Managerial Revolution*, John Day. New York. (長崎惣之助訳『経営者革命』東洋経済新報社、1951年)。
- Eells, R. 1960. *The Meaning of Modern Business*, First edition, Columbia University Press, New York.
- Chamberlin, E.H. 1933. *The Theory of Monopolistic Competition*, Cambridge Mass.
- Dobb, M. 1958. *Capitalisms Yesterday and Today*, Lawrence & Wishart, London. (玉井龍象訳『資本主義昨日と今日』合同出版社、1959)。
- Gordon, R.A. 1945. *Business Leadership in the Large Corporation*, Brookings Institution, Washington DC. (平井泰太郎・森昭夫訳『ビジネス・リーダーシップ—アメリカ大会社の生態—』東洋経済新報社、1954年)。
- Kapp, K.W. 1950. *The Social Costs of Private Enterprise*, Cambridge, Mass.
- Marx, K. 1899. *Value, Price and Profit*, George Allen & Unwin, Ltd. London, 1899. (宮川実訳『労賃・価格および利潤』研進社、1947年; 『マルクス・エンゲルス全集』第16巻, 『賃金、価格および利潤』大月書店、1966

年所収)

- Marshall,A. 1890. *Principles of Economics*, First Edition, Vol.1,Macmillan,London. (馬場啓之助訳『マーシャル経済学原理 I』東洋経済新報社, 1965.)
- Mellerowicz,K. *Allgemeine Betriebswirtschaftslehre*, Band I.
- Robinson,J.V. 1933. *The Economics of Imperfect Competition*, Macmillan, London. (加藤泰男訳『不完全競争の経済学』文雅堂書店, 1962.)
- Schumpeter,J.A. 1942. *Capitalism, Socialism and Democracy*. Harper & Brothers, First ed.(3rd ed.には、中山伊知郎・東畑精一共訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社(上))
- Schmalenbach,E. 1949. *Der freien Wirtschaft zum Gedächtnis*,(土岐政蔵・斉藤隆夫訳『回想の自由経済』森山書店, 1960.)
- 斎藤静樹. 1999. 「会計研究のパラダイム」『会計』155-2.
- 都留重人.1958. 「資本主義は変わったか」『世界』1958年1-2月号
- 都留重人.1964. 「資本主義は変わったか」(『中央公論』1964年10月号の特集、「戦後日本を作った代表論文」に所収 pp.394-396.)
- 野村健太郎.2000. 『連結経営と構造改革』税務経理協会.
- マルクス『資本論』第1巻(今村仁司・三島憲一・鈴木直一訳, 筑摩書房, 2005年)
- 門田安弘.2005. 「事業再編のための企業価値・企業統治と組織再編」(門田編著『企業価値向上の組織設計と管理会計』門田経営会計研究所,2005年)